

令和2年4月臨時会

議案説明資料

	ページ
1. 補正予算	
(1) 一般会計	
議案第114号 令和2年度福岡市一般会計補正予算案（第1号）	・・・1
議案第117号 令和2年度福岡市一般会計補正予算案（第2号）	・・・5
(2) 国民健康保険事業特別会計	
議案第118号 令和2年度福岡市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第1号）	・・・13
2. 一般議案	
議案第115号 福岡市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について	・・・15
議案第121号 福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	・・・18

保健福祉局

1. 補正予算案

(1) 一般会計

議案第 114 号 令和 2 年度福岡市一般会計補正予算案 (第 1 号)

総 括

歳 出

款	補正前の額	補正額	補正額の
			特定財源
(4) 保 健 福 祉 費	212,765,391	2,017,401	—
その他(本補正外)	5,816,184	—	—
歳 出 合 計	218,581,575	2,017,401	—

(△印 減、単位:千円)

財源内訳	合 計	補正後の財源内訳	
		特定財源	一般財源
一般財源			
2,017,401	214,782,792	105,294,338	109,488,454
—	5,816,184	1,631,843	4,184,341
2,017,401	220,598,976	106,926,181	113,672,795

議案第 114 号 令和 2 年度福岡市一般会計補正予算案（第 1 号）

（歳出）

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P4 ～ P5	4 保健福祉費	2 保健衛生費	3 感 染 症 対 策 費	5,201,062	1,225,650	6,426,712
P4 ～ P5		3 高齢福祉費	1 高 齢 福 祉 総 務 費	19,224,754	642,863	19,867,617
P4 ～ P5		4 障 が い 福 祉 費	1 障が い 保 健 福 祉 費	48,463,434	148,888	48,612,322
その他(本補正外)				145,692,325	—	145,692,325
歳 出 合 計				218,581,575	2,017,401	220,598,976

説 明

1. 感染症予防等経費の追加 1,225,650

感染症予防費

特別給付金交付事業実施に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
報償費	68	1,220,700	1,220,768
委託料	220,592	4,950	225,542
その他の経費 (本補正外)	10,824	—	10,824
計	231,484	1,225,650	1,457,134

1. その他の経費の追加 642,863

その他の経費

特別給付金交付事業実施に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
報償費	4,434	639,150	643,584
委託料	346,445	3,713	350,158
その他の経費 (本補正外)	64,024	—	64,024
計	414,903	642,863	1,057,766

1. その他の経費の追加 148,888

特別給付金交付事業実施に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
報償費	—	147,650	147,650
委託料	—	1,238	1,238
その他の経費 (本補正外)	252,583	—	252,583
計	252,583	148,888	401,471

議案第 117 号 令和 2 年度福岡市一般会計補正予算案（第 2 号）

総 括

歳 入

(△印 減、単位:千円)

款	補正前の額	補正額	合 計
(19) 国庫支出金	82,561,616	1,015,264	83,576,880
その他（本補正外）	24,364,565	—	24,364,565
歳 入 合 計	106,926,181	1,015,264	107,941,445

歳 出

款	補正前の額	補正額	補正額の
			特定財源
(4) 保 健 福 祉 費	214,782,792	1,543,242	1,015,264
その他(本補正外)	5,816,184	—	—
歳 出 合 計	220,598,976	1,543,242	1,015,264

(△印 減、単位:千円)

財源内訳	合 計	補正後の財源内訳	
		特定財源	一般財源
一般財源			
527,978	216,326,034	106,309,602	110,016,432
—	5,816,184	1,631,843	4,184,341
527,978	222,142,218	107,941,445	114,200,773

議案第 117 号 令和2年度福岡市一般会計補正予算案（第2号）

（歳出）

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P12 ↳ P13	4 保健福祉費	1 社会福祉費	1 社会福祉 総務費	3,753,895	214,906 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 関連歳入 (19) 国庫支出金 161,179 社会福祉費 負担金 </div>	3,968,801
P12 ↳ P13		2 保健衛生費	1 保健衛生 総務費	5,443,958	35,370 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 関連歳入 (19) 国庫支出金 17,685 感染症対策費 補助金 </div>	5,479,328

説 明

1. 生活困窮者自立支援法関連経費の追加 214,906

生活困窮者自立支援事業

住居確保給付金の支給対象の拡大に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
委託料	175,309	68,926	244,235
扶助費	4,743	145,980	150,723
その他の経費（本補正外）	1,153	—	1,153
計	181,205	214,906	396,111

1. その他の事務事業経費の追加 35,370

外国人相談ダイヤル運営，患者搬送事業実施に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
需用費〔印刷消耗品費〕	898	5,086	5,984
委託料	2,210	23,380	25,590
備品購入費〔自動車〕	—	6,904	6,904
その他の経費（本補正外）	5,478	—	5,478
計	8,586	35,370	43,956

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P12 ↳ P13			3 感 染 症 対 策 費	6,426,712	986,649 [関連歳入 (19) 国庫支出金 568,012 感染症対策費 補助金]	7,413,361
P12 ↳ P15		3 高齢福祉費	1 高 齢 福 祉 総 務 費	19,867,617	219,042 [関連歳入 (19) 国庫支出金 195,600 高齢福祉費 補助金] [関連歳入 (19) 国庫支出金 15,628 高齢福祉費 補助金]	20,086,659

説 明

1. 感染症予防等経費の追加 986,649

感染症予防費

PCR検査試薬等の購入, 相談体制機能強化, 地域外来・検査センター運営,
医療給付・PCR検査費用公費負担に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
需用費 [印刷消耗品費]	9,081	139,192	148,273
委託料	220,592	552,783	773,375
使用料及び賃借料[借損料]	35	7,920	7,955
負担金、補助及び交付金 [医療給付費負担金]	100	286,754	286,854
その他の経費 (本補正外)	1,676	—	1,676
計	231,484	986,649	1,218,133

1. 施設福祉対策費の追加 195,600

特別養護老人ホーム等施設整備費

多床室の個室化に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
負担金、補助及び交付金 [老人保健福祉施設整備費補助金]	506,963	195,600	702,563
その他の経費 (本補正外)	11,802	—	11,802
計	518,765	195,600	714,365

2. その他の経費の追加 23,442

その他の経費

介護サービス等確保支援に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
負担金、補助及び交付金 [高齢者援護事業補助金]	—	23,442	23,442
その他の経費 (本補正外)	414,903	—	414,903
計	414,903	23,442	438,345

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P14 ↳ P15		4 障が い福 祉費	1 障が い保 健福 祉費	48,612,322	87,275 [関連歳入 (19) 国庫支出金 4,000 障が い福 祉費 施設 整備 補助 金] [関連歳入 (19) 国庫支出金 51,777 障が い福 祉費 補助 金] [関連歳入 (19) 国庫支出金 1,383 障が い福 祉費 補助 金]	48,699,597
その他(本補正外)				136,494,472	—	136,494,472
歳 出 合 計				220,598,976	1,543,242	222,142,218

説 明

1. 自立支援給付の追加 85,233

ア. 障がい福祉サービス（グループホーム等） 6,000

多床室の個室化に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
負担金、補助及び交付金 [障がい福祉施設整備費補助金]	76,218	6,000	82,218
その他の経費（本補正外）	2,171,106	—	2,171,106
計	2,247,324	6,000	2,253,324

イ. その他の事業 79,233

テレワーク, ICT・ロボット導入支援及び障がい福祉サービス確保支援に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
負担金、補助及び交付金 [障がい援護事業補助金]	—	79,233	79,233
その他の経費（本補正外）	588,988	—	588,988
計	588,988	79,233	668,221

2. 精神保健福祉対策費の追加 2,042

精神保健福祉センター経費

心のケア相談支援に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
報償費	3,611	1,764	5,375
需用費 [印刷消耗品費]	1,269	172	1,441
役員費	9,891	26	9,917
委託料	24,613	80	24,693
その他の経費（本補正外）	4,520	—	4,520
計	43,904	2,042	45,946

(2) 国民健康保険事業特別会計

議案第 118 号 令和 2 年度福岡市国民健康保険事業特別会計補正予算案 (第 1 号)

(歳入)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P24	4 県支出金	2 県補助金	1 保険給付費 等交付金	93,151,047	36,000	93,187,047
その他(本補正外)				47,249,662	—	47,249,662
歳入合計				140,400,709	36,000	140,436,709

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P26 ↳ P27	2 保険給付費	2 任意給付費	1 傷病手当金	—	36,000	36,000
その他(本補正外)				140,400,709	—	140,400,709
歳出合計				140,400,709	36,000	140,436,709

[関連歳入
 (4) 県支出金
 36,000
 保険給付費等
 特別交付金]

(△印 減、単位:千円)

説 明
国民健康保険法に基づく交付金の追加

(△印 減、単位:千円)

説 明												
1. 国民健康保険における傷病手当金の追加												
国民健康保険における傷病手当金の追加												
<table border="1"><thead><tr><th style="text-align: center;">区 分</th><th style="text-align: center;">補正前の額</th><th style="text-align: center;">補正額</th><th style="text-align: center;">計</th></tr></thead><tbody><tr><td>負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: right;">36,000</td><td style="text-align: right;">36,000</td></tr><tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: right;">36,000</td><td style="text-align: right;">36,000</td></tr></tbody></table>	区 分	補正前の額	補正額	計	負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]	—	36,000	36,000	計	—	36,000	36,000
区 分	補正前の額	補正額	計									
負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]	—	36,000	36,000									
計	—	36,000	36,000									

議案第 115 号

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）が令和2年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに鑑み、福岡市介護保険条例（平成12年福岡市条例第44号。以下「本市条例」という。）の一部を改正する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和2年4月20日に「福岡市介護保険条例の一部を改正する条例（福岡市条例第34号）」を次のように専決処分した。

本件はこのことについて同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

1 改正内容

(1) 保険料の改定（第9条の改正）

第1号被保険者の保険料について、低所得者の負担を軽減するため、平成27年度に給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得者の保険料を軽減する制度が創設された。低所得者の保険料負担をさらに軽減するため、制度が拡充されたことに伴い、本市条例において、保険料の規定を改めるもの。

区分	改正前		→	改正後	
	保険料乗率	年額（円）		保険料乗率	年額（円）
第1段階	基準額×0.325	23,703		基準額×0.25	18,233
第2段階	基準額×0.525	38,290		基準額×0.4	29,173
第3段階	基準額×0.725	52,876		基準額×0.7	51,053

※基準額：72,933円

(2) 各納期の納付額の特例規定（附則第13条の追加）

令和2年度の保険料を改定することに伴い、各納期の納付額に関する規定を定めるもの。

2 施行期日

公布の日

3 適用区分

令和2年度分の保険料から適用する。

4 福岡市介護保険条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第8条の2 (略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第9条 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>23,703円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>38,290円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>52,876円</u>とする。</p> <p>第10条～第21条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第12条 (略)</p>	<p>第1条～第8条の2 (略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第9条 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>18,233円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>29,173円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>51,053円</u>とする。</p> <p>第10条～第21条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(令和2年度における普通徴収の特例)</u></p> <p>第13条 <u>令和2年度の各納期において納付すべき保険料の納付額は、第12条第1項の規定にかかわらず、市長が定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(適用区分)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の福岡市介護保険条例第9条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u></p>

介護保険法施行令 新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>(特別の基準による保険料率の算定)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第一項第一号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から<u>十分の一・二五</u>を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。</p> <p>6 第一項第二号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から<u>十分の一・二五</u>を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。</p> <p>7 第一項第三号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から<u>十分の一・二五</u>を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。</p>	<p>(特別の基準による保険料率の算定)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第一項第一号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から<u>十分の二</u>を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。</p> <p>6 第一項第二号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から<u>十分の二・五</u>を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。</p> <p>7 第一項第三号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から<u>十分の一・五</u>を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。</p>

議案第 121 号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金を時限的に支給する必要があるため、福岡市国民健康保険条例の一部を改正するもの。

2 条例改正の背景

傷病手当金は、被保険者が療養のため労務に服することができない場合に、生活保障として支給する制度であり、法定給付である健康保険などでは、一般的な制度である。

国民健康保険は、農業・漁業従事者や自営業者などを対象に創設されたもので、その収入の形態は多様で労務不能の観念が不明確なことなどから、傷病手当金は任意給付とされており、また国からの財政支援がなく、一般的に保険財政に余裕がある場合に支給できるもので、本市を含む全ての市町村において支給されていない。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症対策においては、労働者に発熱等の症状が出た場合に、仕事を休みやすい環境を整備することが重要であり、国において緊急的・特例的な措置として傷病手当金の支給に要した費用の全額について財政支援が行われることから、本市における更なる感染拡大防止のため、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給を行うもの。

3 傷病手当金の概要

(1) 対象者

国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

(2) 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

(3) 支給額

$$\left[\begin{array}{l} \text{直近の継続した3月間の給与収入} \\ \text{の合計額を就労日数で除した額} \end{array} \right] \times 2/3 \times (\text{支給対象となる日数})$$

※ただし、1日当たりの支給額が、最高等級の標準報酬月額額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額を超えるときは、その金額

(4) 適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間
(ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで)

(5) 給付金の調整

他の法令に基づき休業補償に相当する給付が行われている場合は、給付調整を行う。

4 施行期日

別途規則で定める。

5 福岡市国民健康保険条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第1条～第7条 (略)	第1条～第7条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。	2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項 <u>及び附則第55項</u> において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
第8条～第24条 (略)	第8条～第24条 (略)
附則 第1項～第49項 (略)	附則 第1項～第49項 (略)
	<u>(新型コロナウイルス感染症に感染した給与等の支払を受けている被保険者等に係る傷病手当金)</u>
	50 <u>給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症に感染したことが疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなつた日か</u>

	<p>ら起算して3日を経過した日（令和2年1月1日から規則で定める日までの間の日に限る。）から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、その者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。</p> <p>51 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>52 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、傷病手当金の額は、その額とする。</p> <p>53 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</p> <p>54 附則第50項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症に感染したことが疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が附則第51項及び</p>
--	---

	<p><u>附則第 52 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p>55 <u>附則第 50 項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</u></p> <p>56 <u>附則第 50 項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の規定による休業補償若しくは労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定による休業補償給付若しくは休業給付を受けることができる場合又はこれらの法令によらず国若しくは地方公共団体の負担において給与等の補償に関する給付を受けることができる場合には、行わない。ただし、その受けることができる額が附則第 51 項及び附則第 52 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（適用日）</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例附則第 50 項から附則第 56 項までの規定は、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。</u></p>
--	--

